



# 企業結合会計基準改正の M&A実務に与える影響

平成22年7月20日

新日本有限責任監査法人  
**ERNST & YOUNG**  
*Quality In Everything We Do*

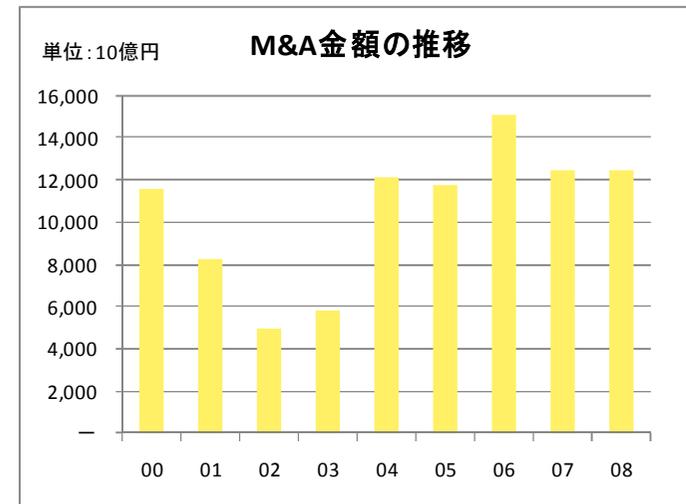
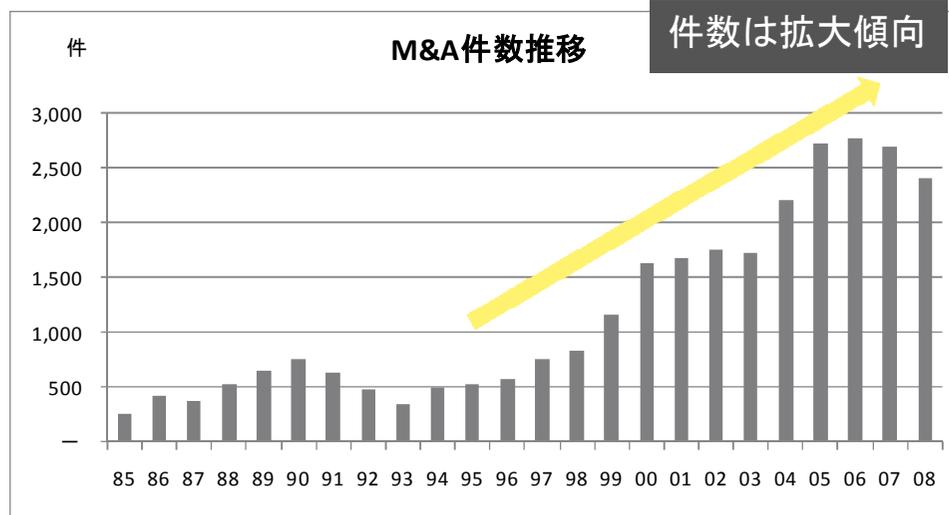
---

# Contents

---

- ◆ 1. M&A市場の動向……………P.2
- ◆ 2. 日本における企業結合会計の変遷……………P.5
- ◆ 3. 2008年改正の主要項目……………P.6
- ◆ 4. 無形資産を計上すべき場合……………P.7
- ◆ 5. 配分金額の算定……………P.8
- ◆ 6. M&Aの一般的なスケジュールと考慮事項……………P.10
- ◆ 7.まとめ……………P.12
- ◆ 8. (参考)現状の日本基準とIFRSとの差異……………P.13

# 1. M&A市場動向

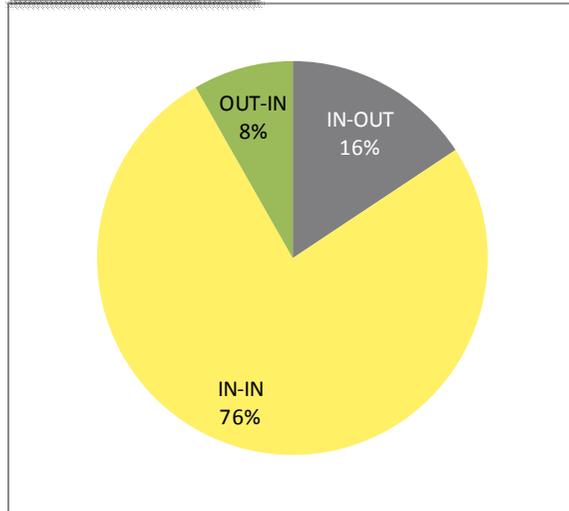


出典: マールM&Aデータより抜粋

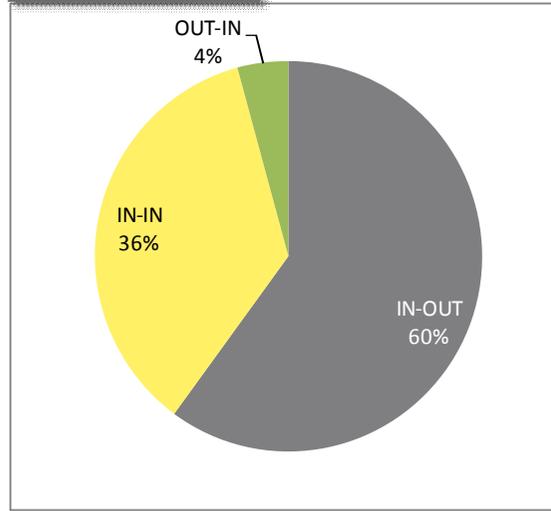
- 日本におけるM&A件数は景気の変動による影響を受けつつも件数ベースでは増加傾向。
- 2004年頃より国内企業同士の大型再編、国内企業による海外企業買収案件の増加により金額ベースでも大きくなっています。

# 1. M&A市場動向

件数ベース



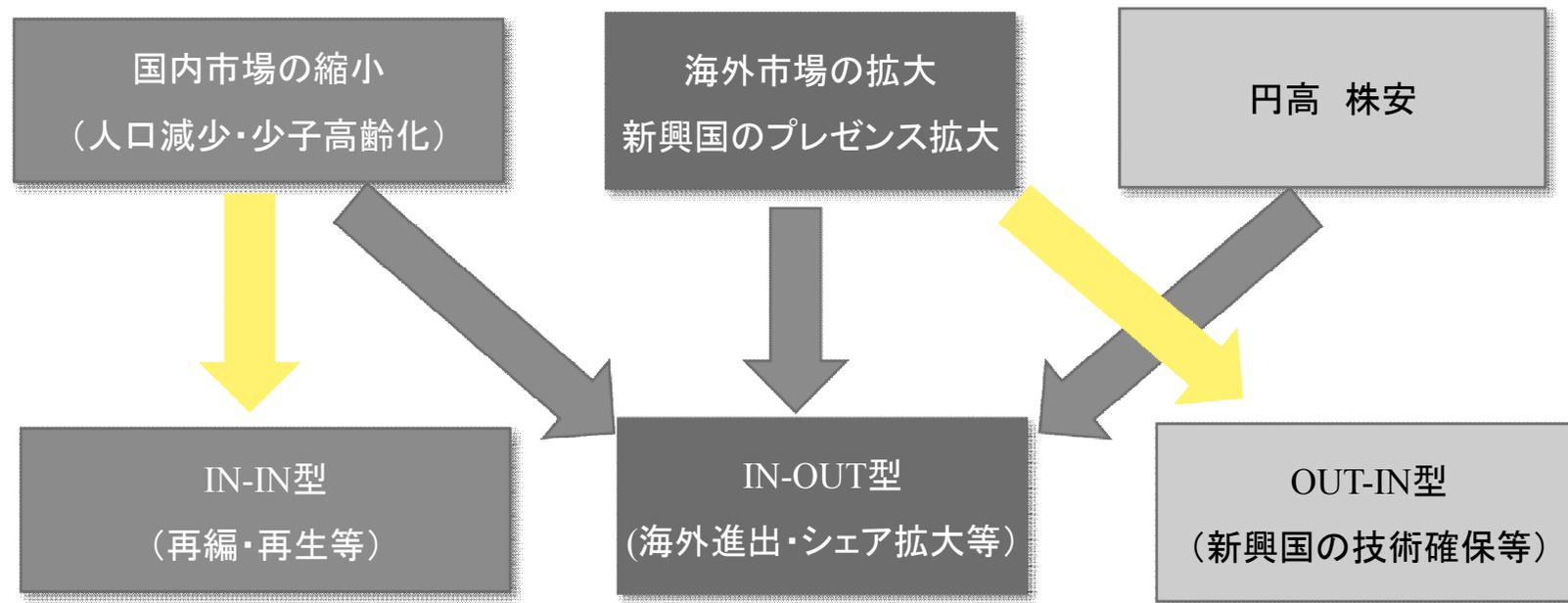
金額ベース



出典: マールM&Aデータより抜粋 2008年実績

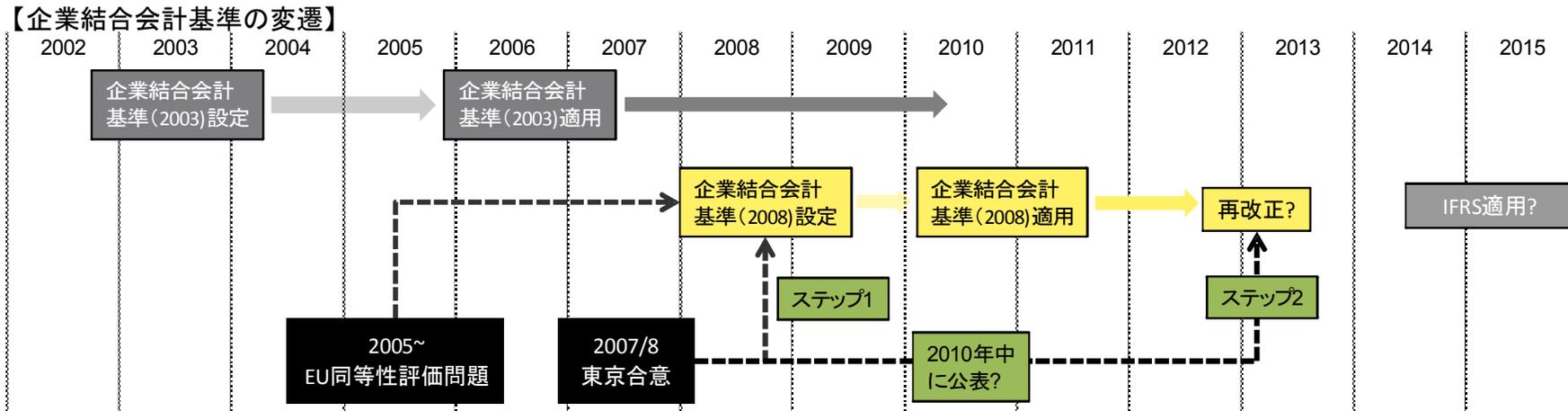
- IN-OUT型(日本企業による海外企業買収)・・・件数ベースではウエイトはそう高くないが(16%),金額ベースでは過半を占める(60%)。内需型企業による海外進出案件や、グローバル企業によるマーケットシェア拡大のための同業他社買収案件、商社による海外資源確保のための案件等多い。
- IN-IN型(国内企業同士)・・・件数ベースではほぼ4分の3(76%),IN-OUT型に比べ小型案件が多いため金額ベースでは約3分の1程度(36%)。国内市場の縮小を受けての業界内再編や、景気悪化を受けての再生型M&Aの案件が多い。
- OUT-IN型(海外企業による国内企業M&A)・・・ファンドの資金調達難によりウエイトは低下傾向。

# 1. M&A市場動向



- ▶ 外部環境の傾向はここ数年継続しており、国内市場の縮小傾向、海外市場の拡大は日本企業にとって非常に大きなテーマになっていると考えられます。また、サブプライムローン問題発生以降の円高や株安は更なる海外生産シフトや買収金額低下によるメリット享受により、日本企業の海外進出を加速させる可能性があるものと考えられます。
- ▶ 従来OUT-IN型のM&Aはファンドが主体となっていましたが、新興国企業による買収も増加しつつあります。
- ▶ 市場のグローバル化や企業再編に係る法整備等によりM&Aは企業にとって一般的な成長戦略のツールとなり市場は拡大してきましたが、今後も引き続き重要なツールになるものと考えられます。

## 2. 日本における企業結合会計の変遷



➤ 従来、日本においては企業結合に当たり旧商法におけるいわゆる「時価以下主義」の規定による選択的な資産の評価替が行われていたのが実態。

(連結財務諸表においては、連結原則が平成10年以降適用された)

➤ 2003年10月に「企業結合に係る会計基準」が公表され、2006年4月以降適用されることとなりました。

➤ 以降企業結合に関連する基準は継続的な改正が行われてきたが、2008年12月に抜本的な改正が行われ、2010年4月1日以後に実施される企業結合から適用されることとなります。

➤ この改正は、EUの同等性評価問題や、国際的な会計基準の統合(コンバージェンス)を進める2007年8月の「東京合意」に対応したものの。

### 3. 2008年改正の主要項目

ステップ1(2008年12月改正)主要項目	ステップ2(検討中)
1.持分プーリング法の廃止	1.のれんの償却
2.株式の交換の場合における取得原価の算定方法	2.少数株主持分の取扱い
3.段階取得における取得原価の会計処理	
4.無形資産の取扱いの変更	
5.負ののれんの会計処理-発生した事業年度の利益として処理	
6.企業結合により受け入れた仕掛中の研究開発の資産計上	

無形資産の取扱い改正	改正前	2008改正後
無形資産の取扱い	法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合、取得原価を当該無形資産等に配分することができる。	法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産は識別可能なものとして扱われ、取得原価配分の対象資産として認識が必要

- 改正前の基準においては無形資産等に配分することが「できる」規定であったものが、改正後は「必要」となった。
- 一方で『法律上の権利「又は」分離して譲渡可能な無形資産』であったものが『法律上の権利「など」分離して譲渡可能な無形資産』と範囲において一定の制約が設けられた。
- 形式的に法律上の権利に該当すれば直ちに識別可能な無形資産として計上を求めているわけではなく、実質的に分離して譲渡可能かどうかが計上に当たっての前提になります。

## 4. 無形資産を計上すべき場合

▶「分離して譲渡可能」とは、受け入れた資産を譲渡する意思が取得企業にあるか否かにかかわらず、企業又は事業と独立して売買可能なものをいい、そのためには当該無形資産の独立した価格を合理的に算定できなければならない。  
(適用指針(2008)第59項)

▶特定の無形資産に着目して企業結合が行われた場合など、企業結合の目的の1つが特定の無形資産の受入れであり、その無形資産の金額が重要になると見込まれる場合には、当該無形資産は分離して譲渡可能なものと取り扱う。  
(適用指針(2008)第59-2項)

▶企業結合の目的の1つが、特定の無形資産の受入れにあり、その無形資産の金額が重要になると見込まれる場合には、取得企業は、利用可能な独自の情報や前提等を基礎に一定の見積方法を利用し、あるいは外部の専門家も関与するなどして、通常、取締役会その他の会社の意思決定機関において、当該無形資産の多面的かつ合理的な検討を行い、それに基づいて企業結合が行われたと考えられる。このような場合には、当該無形固定資産については識別して資産計上することが適当と考えられ、分離して譲渡可能なものとして取り扱うこととした(適用指針(2008)第367-2項)

【無形固定資産の例示(適用指針(2008)第58項、367項)】

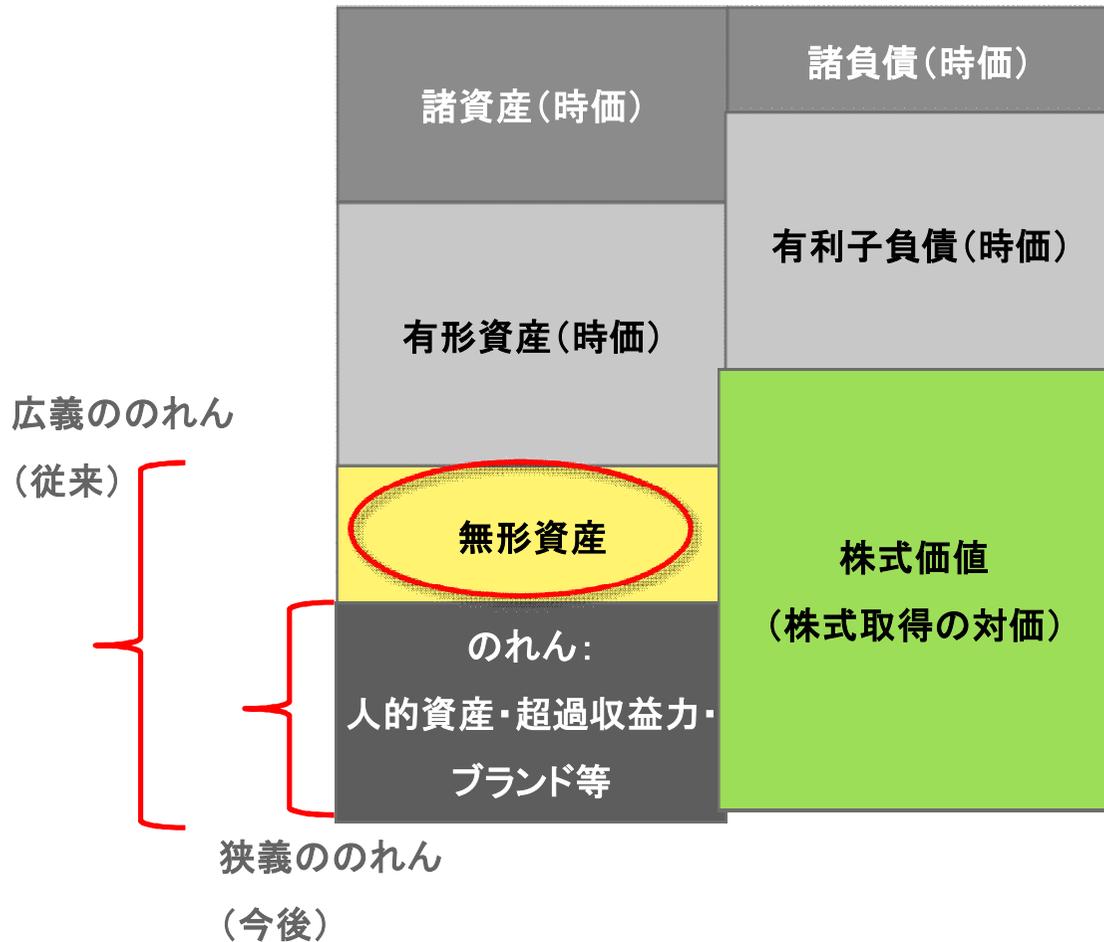
法律上の権利	特許権、実用新案権、商標権、意匠権などの産業財産権
	著作権
	半導体集積回路配置
	商号
	営業上の機密事項
分離して譲渡可能な資産	植物の新品種 等
	ソフトウェア
	顧客リスト
	特許で保護されていない技術
	データベース
	仕掛中の研究開発 等

改正によりあらゆる無形資産を識別し計上する必要が出てきたわけではなく『実質的に分離して譲渡可能なもの(独立した価格が算定可能)』であって金額的に重要⇨会社により合理的な検討が行われていて、目的の一つになっていることが要件になってくるものと考えられます。(社内での確認作業・外部監査との調整作業要)

▶一般的に計上されないもの…被取得企業の法律上の権利等による裏付けのない超過収益力や被取得企業の事業に存在する労働力の相乗効果(リーダーシップやチームワーク)

▶いわゆる「ブランド」は無形資産として計上することは困難な場合が多い

# 5. 配分金額の算定



➤いわゆる「のれん」の定義が基準の改正により実務上も変わっていくものと考えられます。

➤配分に当たり、少なくとも

①重要な無形資産の存在

②計上可能性

については(もし仮に無形資産を計上しないとしても)社内で十分検討し文書化する必要があるものと考えられます。

## 5. 配分金額の算定

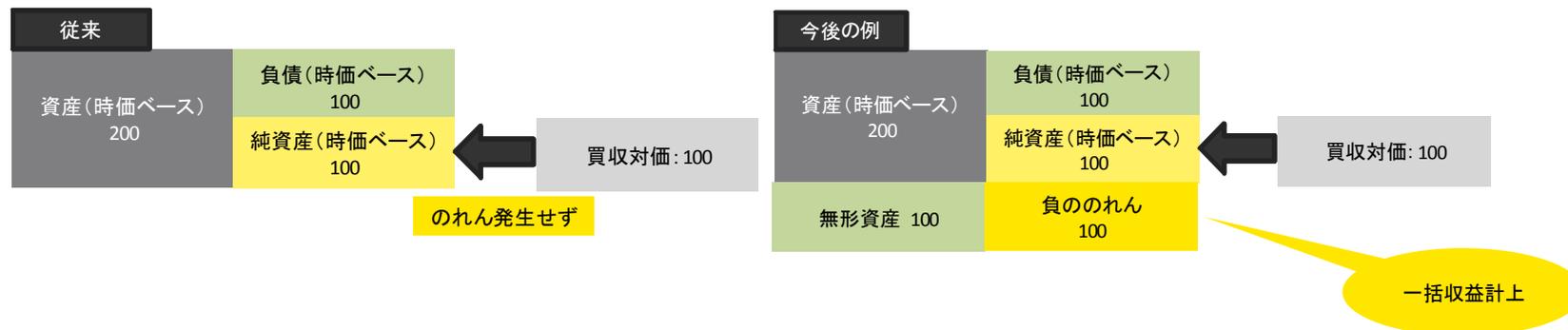
### 【企業結合基準(2008)における取扱い】

のれん	のれんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他合理的な方法により規則的に償却する。(企業結合会計基準(2008)第32項)
負ののれん	取得企業はすべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうか見直す。 見直しをおこなっても、なお取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回り、負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する。

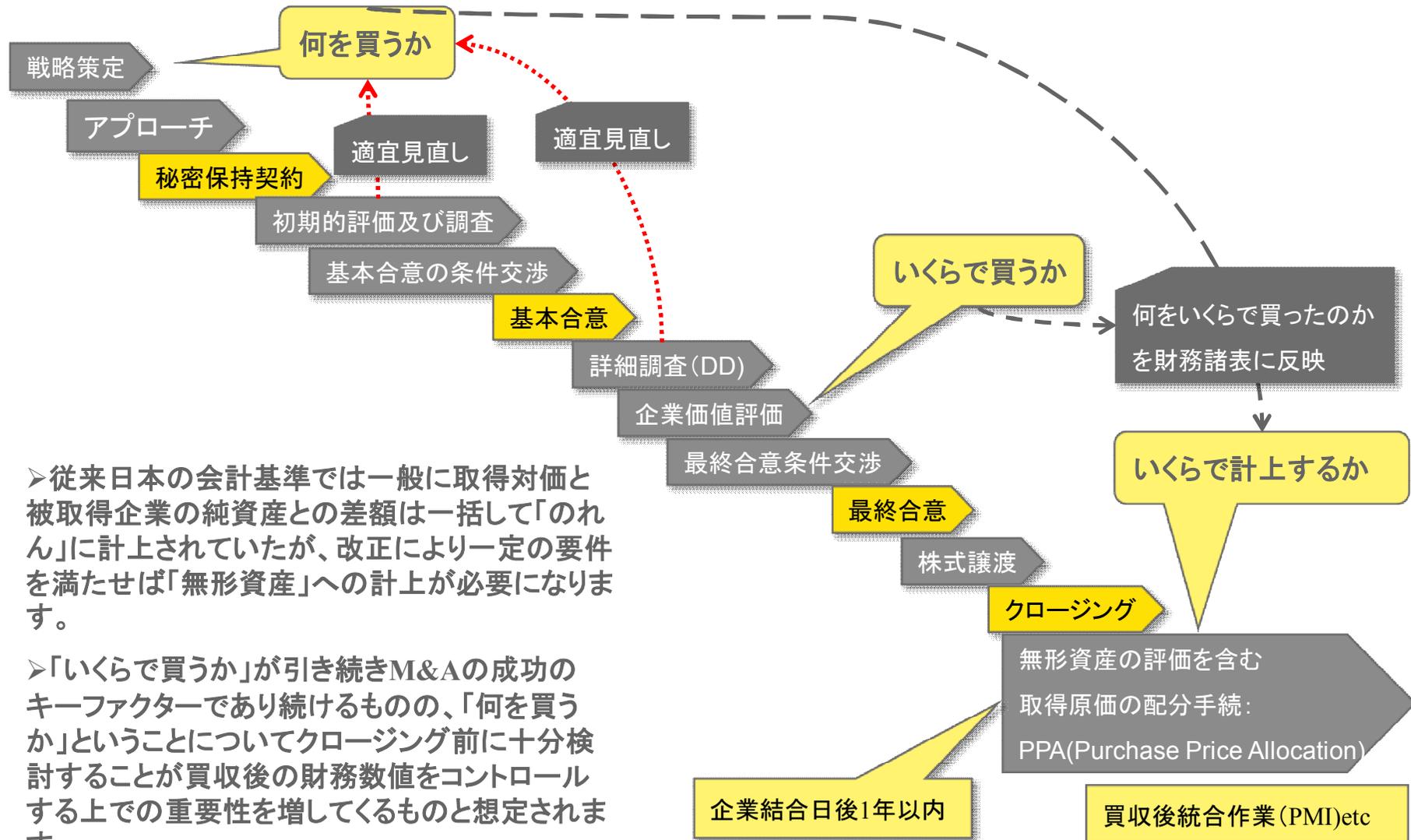
### 【無形資産の償却】

無形資産	耐用年数により償却。非償却の場合もありうる。
------	------------------------

➤ということは、無形資産の計上方法・計上金額によりM&A後のPLが大きく変わってくる可能性があります。例えば、会社の時価ベースでの純資産で買収したとしても、無形資産が存在すれば負ののれんが計上される可能性があります(一括で収益計上される)。



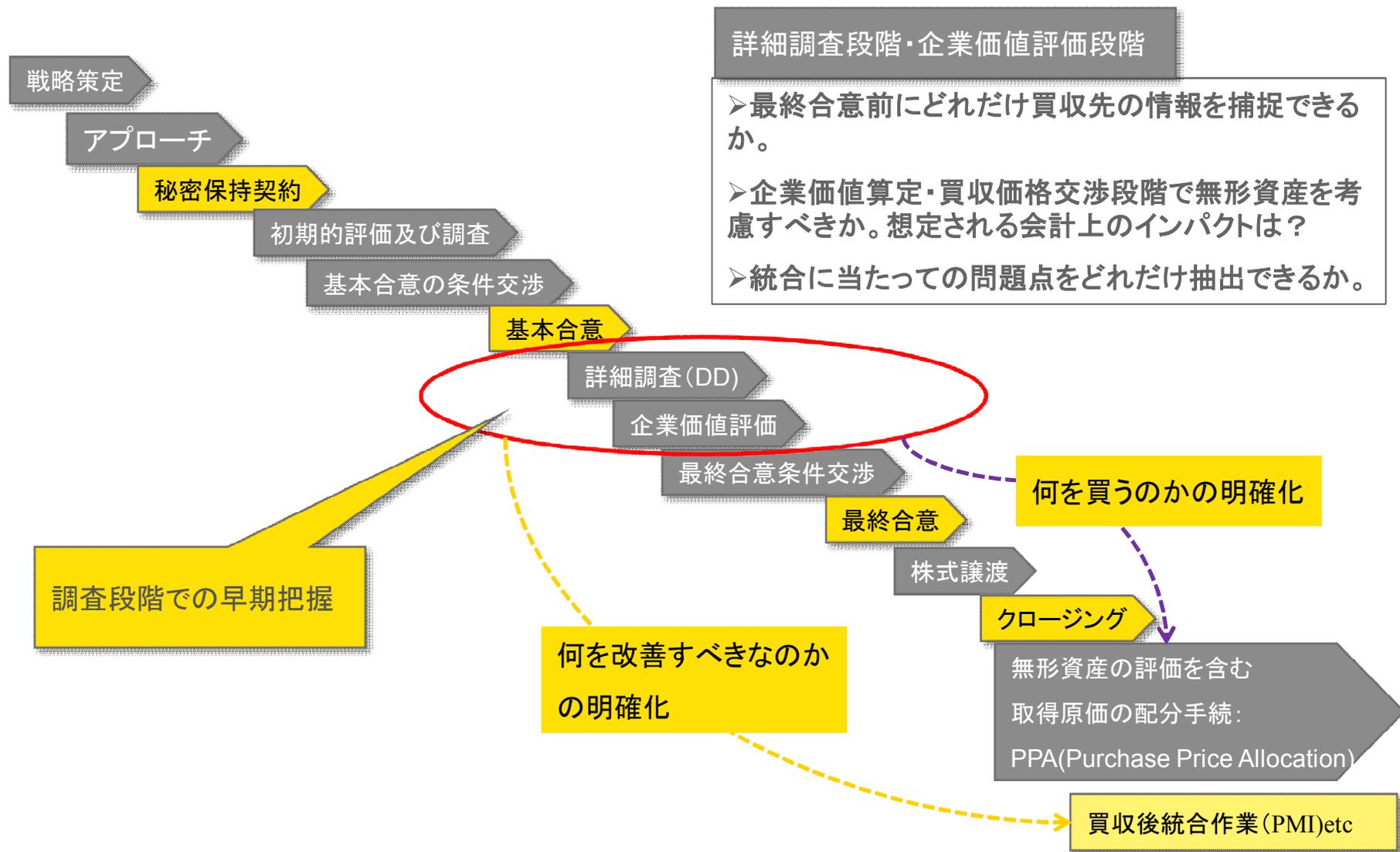
## 6. M&Aの一般的なスケジュールと考慮事項



▶従来日本の会計基準では一般に取得対価と被取得企業の純資産との差額は一括して「のれん」に計上されていたが、改正により一定の要件を満たせば「無形資産」への計上が必要になります。

▶「いくらでかうか」が引き続きM&Aの成功のキーファクターであり続けるものの、「何をかうか」ということについてクロージング前に十分検討することが買収後の財務数値をコントロールする上での重要性を増してくるものと想定されます。

## 6. M&Aの一般的なスケジュールと考慮事項



## 7. まとめ

---

- 従来の買収時には「いくらで買うか」について焦点が当たりがちで「何を買うのか」についての議論が十分に尽くされていないケースが多かったと考えられます。
- 今後は「何を買ったのか」ということを会計的に(財務諸表上で)明示する必要があります。
- その処理は買収後のBSのみならず、PLに大きな影響を与えることとなります。
- 最終的な買収の成功のキーファクターは買収後の統合作業によるシナジー創出にあり、被買収企業の何を買いに行くのか、何が期待している効果を発現させるファクターなのかということを会社内で明確にすることが買収成功に近づく第一歩になるものと考えます。
- そのためには、「何を買うのか」という点について買収企業側で十分検討することが必要となり、詳細調査(DD)及び企業価値評価段階でどれだけ有用な情報を入手できるかがポイントになるものと考えられます。

## 8. 参考：現状の日本基準とIFRSとの差異

【現段階での日本基準とIFRSとの差異-要約版】

項目		日本 (企業結合に関する会計基準改正後)	IFRS
無形資産の範囲		契約・法的要件より分離可能性要件を重視	契約・法的要件を優先
無形資産への配分		識別可能な無形資産については企業結合日の時価について無形資産として計上しなければならない。	識別可能な無形資産については企業結合日の公正価値にて評価しなければならない。
のれんの償却 (負ののれん)	のれん	(原則)資産計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的方法により規則的に償却(容認)のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。	のれんに関しては、資産計上し償却は行わない。
	負ののれん	負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する。	負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する。
特定勘定の利用		企業結合後に発生することが予測される費用又は損失であつて、その発生の可能性が買収対価の算定に反映されているものであれば、負債として認識しなければならない。	特定勘定の利用は認められていない。

- 無形資産の範囲・・・現行の日本基準よりIFRSの方が範囲は広いと考えられます。現在日本では無形資産に係る会計基準が存在していないため、2010年末に向け新基準を策定予定(東京合意:フェーズ2対応)
- 無形資産への配分手続・・・ほぼ同一
- のれんの償却・・・日本基準では償却、IFRSでは非償却(フェーズ2で改正される可能性大)
- 負ののれん・・・同一
- 特定勘定・・・日本基準のみ許容。